請又は取立てその他の処分」とあるのは「取立てその他の処分」と、「並びに振替機関等」とあるのは「買取口座開設振替機関等」と、「債務者が口座の開設を受けているもの」とあるのは「振替社債等の発行者（以下「発行者」という。）が当該買取口座の開設を受けているもの」と、「振替及び抹消を禁止しなければならない」とあるのは「振替を禁止し、及び発行者に対し振替の申請その他の処分を禁止しなければならない」とする。

一　社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項（同法第二百二十八条第一項及び第二百三十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する株式買取請求、投資口買取請求又は優先出資買取請求　同法第百五十五条第一項に規定する買取口座

二　社債、株式等の振替に関する法律第百八十三条第一項（同法第二百四十七条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求　同法第百八十三条第一項に規定する買取口座

三　社債、株式等の振替に関する法律第二百十五条第一項に規定する新株予約権付社債買取請求　同項に規定する買取口座

四　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十九条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

五　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

六　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十六条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

七　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十七条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

八　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十三条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

九　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十四条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

第百五十条の七第四項中「第百六十八条第一項（同法）」の下に「第二百四十七条の三第一項及び」を加え、同条第六項中「法第百五十九条第二項及び第三項並びに法第百六十条中」を「法第百五十九条第二項中「債務者及び第三債務者」とあるのは「債務者及び振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、債務者、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、同条第三項及び法第百六十条中」に改める。

第百五十条の八中「第百五十条の三第五項の規定は振替機関等」を「第百五十条の三第六項の規定は振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）に、「第百三十三条第一項及び第百三十四条から第百三十六条までの規定」を「第百三十四条及び第百三十五条」に改め、「「振替機関等」の下に「（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）を、「準用する第百五十七条第五項」と」の下に「、第百三十三条第一項及び第百三十六条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）と」を、「申請」の下に「（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替の申請）」を、「振替若しくは抹消」の下に「（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）」を加える。

（民事保全規則の一部改正）

第二条　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる請求に係る振替社債等（以下「買取請求株式等」という。）について当該各号に定める買取口座に記載又は記録がされている場合において、買取請求株式等を仮に差し押さえるときにおける前項の規定の適用については、同項中「振替機関等」とあるのは「買取口座開設振替機関等」と、「債務者が口座の開設を受けているものをいう。以下同じ。）」とあるのは「振替社債等の発行者（以下「発行者」という。）が当該買取口座の開設を受けているものをいう。）及び発行者」とする。

一　社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項（同法第二百二十八条第一項及び同法第二百三十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する株式買取請求、投資口買取請求又は優先出資買取請求　同法第百五十五条第一項に規定する買取口座

二　社債、株式等の振替に関する法律第百八十三条第一項（同法第二百四十七条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求　同法第百八十三条第一項に規定する買取口座

三　社債、株式等の振替に関する法律第二百十五条第一項に規定する新株予約権付社債買取請求　同項に規定する買取口座

四　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十九条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

五　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

六　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十六条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

七　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十七条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

八　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十三条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

九　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十四条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

第三十四条中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第四十二条第一項中「命令」の下に「（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等に対し振替を禁止し、及び発行者に対し振替の申請その他の処分を禁止する命令）」を加え、同条第二項中「第一項を」を「第一項及び第二項を」に、「同条並びに」を「同条及び」に改め、「並びに同規則第百三十六条第一項及び第三項」を削り、「振替機関等」の下に「（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等）」を、「申請」の下に「（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、振替の申請）」を、「振替若しくは抹消」の下に「（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、振替）」を、「仮処分命令」と」の下に「、同規則第百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）と」を加える。

（犯罪収益に係る保全手続等に関する規則の一部改正）

第三条　犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十一条第八項」を「次条第九項」に改める。

第十一条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「含む。以下この条において同じ」を「含む。以下この条において「権利者」という。」に、「振替社債等の権利者が」に改め、同条第十一項中「振替機関等」の下に「（買取請求株式等の没収保全の請求にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項第二号中「振替社債等の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「振替機関等」の下に「（買取請求株式等の没収保全の請求にあつては、買取口座開設振替機関等をいう。次項及び第七項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「振替社債等」に改め、「いう。」の下に「以下この項及び」を加え、「振替社債等の」を削り、「振替機関等」の下に「（買取請求株式等の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本にあつては、権利者、買取口座開設振替機関等及び発行者）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる請求に係る振替社債等（以下この条において「買取請求株式等」という。）について当該各号に定める買取口座に記載又は記録がされている場合において、買取請求株式等の没収保全をするときにおける前項の規定の適用については、同項中「振替若しくは抹消の申請又は取立てその他の処